

持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて
(厚生労働省案)

平成15年11月17日
厚生労働省

目 次

| | |
|--|----------|
| 第1章 今回の年金制度改正の考え方 | |
| 1. 改正の背景 | 2 |
| 2. 基本的考え方 | 3 |
| 第2章 制度体系について | |
| 1. 現行の制度体系と議論されている体系 | 4 |
| 2. 基礎年金の税方式化について | 4 |
| 3. 一本の所得比例年金に税財源の補足給付を組み合わせる体系について | 5 |
| 4. 今回の改革における基本的考え方 | 5 |
| 第3章 給付と負担の見直しについて | 6 |
| 1. 給付と負担の見直しに当たっての基本的課題 | |
| (1) 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ | 7 |
| (2) 保険料引上げの凍結解除 | 8 |
| 2. 有限均衡方式の導入 | 9 |
| 3. 給付と負担の見直し | |
| (1) 保険料水準固定方式の導入 | 10 |
| (2) 最終保険料水準 | 11 |
| (3) 給付水準 | 13 |
| (4) マクロ経済スライドによる給付調整 | 14 |
| (5) 物価スライドの特例措置の解消 | 26 |
| (6) 世帯類型ごとの給付水準表示 | 27 |
| (7) 高額所得者に対する給付制限の是非と年金課税の見直し | 29 |
| 第4章 多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会に つながる制度 | |
| 1. 在職老齢年金制度の見直し等 | 31 |
| 2. 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大等 | 34 |
| 3. 次世代育成支援 | 36 |
| 4. 女性と年金 | 37 |
| (1) 第3号被保険者制度の見直し | 38 |
| (2) 離婚時の年金分割 | 41 |
| (3) 遺族年金制度の見直し | 42 |
| 5. 障害年金 | 43 |

| | |
|--|-----------|
| 第5章 国民年金保険料の徴収対策の強化等 | |
| 1 .国民年金保険料の徴収対策の強化 | 4 4 |
| 2 .年金制度の理解を深めるための取組 | 4 6 |
| 3 .その他の見直し | |
| (1)第3号被保険者の特例届出 | 4 7 |
| (2)特別支給の老齢厚生年金の定額部分等の算定上の被保険者期間の上限の 見直し | 4 7 |
| 第6章 積立金の運用の在り方 | |
| 1 .年金積立金運用の基本的な考え方 | 4 8 |
| 2 .年金積立金運用の新たな仕組み | 4 9 |
| 3 .大規模年金保養基地・住宅等融資業務 | 4 9 |
| 第7章 企業年金の安定化と充実 | |
| 1 .厚生年金基金関係 | 5 0 |
| 2 .確定給付企業年金関係(ポータビリティの確保) | 5 3 |
| 3 .確定拠出年金関係[税制改正関係] | 5 3 |
| 第8章 福祉施設 | 5 4 |
| 別紙 確定拠出年金の関係税制改正要望 | 5 5 |

持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて (厚生労働省案)

公的年金は、今や、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠の存在となっている。

公的年金の総額は年間40兆円を超え、受給者も約3,000万人に達するなど、経済に与える影響も大きい。

また、公的年金は、受給者の生活の安定はもとより、若い世代にとっても、親の高齢期の生活費や自分自身の高齢期についての心配を取り払い、安心を確保していくために大きな役割を果たしており、公的年金は社会経済の活力を維持する基盤となっている。

このように、公的年金は国民生活や社会経済に不可欠な存在であるからこそ、戦後の年金制度の発展の歴史を踏まえながら、国民皆年金を堅持し、少子高齢化が急速に進むことが見込まれる中であっても、持続可能で安心できるものとして、国民の信頼を確保していかなければならない。

そのためには、現役世代の負担が過大なものにならないよう配慮しながら将来の保険料負担を明らかにし、給付も安心できる水準を確保していく必要がある。その際、世代内の公平、所得再分配機能といった点も考慮することが重要である。

また、負担面では保険料の事業主負担などにおいて、給付面では高齢者の安定した消費の実現などにおいて、社会経済への影響も大きなものとなっており、改革に当たっては、社会経済全体との調和にも配慮が必要である。

あわせて、雇用施策、次世代育成支援策、税制等関連施策との連携を図り、総合的な視点に立った改革をしていかなければならない。

また、少子高齢化の急速な進行の中で、我が国の社会経済を活力あるものにしていくためには、働く意欲を持つ者が多様な形で働き、能力を発揮できる社会を維持していくことが重要である。年金制度についても、女性や高齢者、障害者などの多様な働き方の選択に対して中立的な仕組みとし、就労等様々な形での貢献が年金制度上評価されるよう見直す必要がある。

以上のとおり、平成16年改正では、持続的で安定的な年金制度の確立を目指し、頻繁な制度改正を必要としない仕組みとしつつ、将来の現役世代の負担への配慮を十分行うとともに、公的年金としてふさわしい給付水準の確保が可能となるよう、改革に取り組んでいく。

第1章 今回の年金制度改正の考え方

1. 改正の背景

< 公的年金制度の堅持 >

公的年金制度は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠の存在となっている。公的年金は、稼得能力の減退・喪失に対応するものであり、高齢者にとってはもとより、親の高齢期の生活費についての心配や自分自身の高齢期の心配を取り払う役割を果たすことを通じ、現役世代も安心して社会で能力を発揮できる。

少子化等の社会経済情勢の変化に柔軟に対応でき、将来にわたり、公平で持続可能な制度となるよう、公的年金制度を維持していく必要がある。

< 平成12年改正と残された課題 >

平成12年改正では、少子・高齢化の進行に対応するため、将来の給付水準を適正化し、最終保険料負担を現在のヨーロッパ諸国並みである年収の2割程度に抑制することとした。

ただし、以下のようないくつかの課題が残された。

- ・ 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ
- ・ 厚生年金、国民年金の保険料引上げの凍結の解除
- ・ 女性と年金に関わる課題

< 更なる少子・高齢化の進行 >

平成14年の新人口推計により、少子高齢化が一層進行することが予想されることとなった。

これに伴い、現行の給付水準を維持した場合、厚生年金の最終保険料率は、現行の13.58%から22.8%（基礎年金に対する国庫負担割合2分の1の場合。3分の1の場合は26.0%。いずれも永久均衡方式により、今回の試算で使用した経済前提等に見直した試算）に上昇することが見込まれる。

< 女性の社会進出、就業形態の多様化等 >

また、女性の社会進出、就業形態の多様化等、個人の生き方、働き方の多様化に年金制度が柔軟に対応できる仕組みとしていくことも求められてきている。

2 . 基本的考え方

社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保する。

～現役世代の負担に配慮し、公的年金にふさわしい給付水準を確保する。

将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう配慮し、世代間・世代内の公平の観点から、給付と負担の見直しを行う。

また、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない持続的な制度となるよう、人口、社会経済の変動に柔軟に対応でき、安定して運営される仕組みを目指した改正とする。

あわせて、年金の負担や給付が社会全体に与える影響等も考慮し、社会経済との調和に配慮する。

その際、公的年金給付は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしてふさわしい給付水準を確保すべきであるとともに、公的年金給付が個々人の生活設計に組み込まれていることから、その水準の過度の調整や急激な変更を行うことは適切ではない。

また、国民年金は国民皆年金の基本であり、国民年金保険料の未納の問題は、制度に対する信頼を損ね、社会連帯に基づく制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題であり、制度面の整備を含めて徹底した収納対策を講じていく。

現役世代が将来の自らの給付を実感できるわかりやすい制度とし、情報提供等を行っていく。

多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度とする。

年金制度について、女性や高齢者の就労を抑制することなく、個々人の多様な生き方、働き方の選択に柔軟に対応できる仕組みとしていく。また、次世代育成支援等の方策についても充実していく。これらにより、就労等様々な形で貢献が年金制度上評価される仕組みとし、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度とする。

第2章 制度体系について

現行の体系以外に、基礎年金を税方式とする体系、一本の所得比例年金に税財源の補足的給付を組み合わせる体系などの議論がある。

平成16年改正では、いずれの体系でも必要な給付と負担の見直しを行い、制度の安定化を図る。長期的な制度体系の在り方については、議論を継続していく。

1. 現行の制度体系と議論されている体系

公的年金制度の体系については、現行の制度体系（社会保険方式による国民皆年金体制をとり、全国民共通の基礎年金と被用者を対象とする報酬比例年金の組み合わせの体系）以外に、基礎年金を税方式とする体系、被用者か否かを問わず所得比例方式へ一本化し税財源による補足的給付を組み合わせる体系などについて議論がある。

2. 基礎年金の税方式化について

<導入に向けた意見>

すべての高齢者の基礎的な生活保障を行う役割をより明確にすること。拠出と対応した給付でないことから、国民年金の未納・未加入問題や第3号被保険者制度などの問題が生じないこと。

税財源の税目によっては、現行の国民年金の定額保険料による逆進性の問題が緩和される可能性があること。

全国民が広く負担する消費税を財源とし、所得制限のない税方式化とすべきこと。

<問題点>

税方式では、拠出に応じた給付とならず、自律・自助を基本とする我が国の経済社会の在り方と整合的でないこと。

所得・資産調査に基づく給付制限や給付水準の抑制につながり、所得保障の機能が大きく制限されること。

給付と負担の関係が明確でないため、制度の健全性、持続可能性について、現行よりわかりにくくなること。

給付費の増大に要する税財源の確保には困難があること。

税財源による一律の給付に加えて、これまでの保険料納付に対応した給付を行わなければならないなどの問題があること。

3. 一本の所得比例年金に税財源の補足的給付を組み合わせる体系について <導入に向けた意見>

被用者、自営業者という立場により制度が変わる現行体系では就業形態の多様化、流動化に対応することが困難であること。

現役時代の所得喪失を一定程度補填する公的年金制度の役割からは、所得比例年金とすべきであること。

<問題点>

現状では被用者以外の公平な所得把握が困難であること。

所得が比較的低い者や就労期間の短い者の給付水準が大きく低下するおそれがあること。

補足的給付の水準によっては、相当な財源が必要となること。

補足的給付について所得・資産による制限を付すとすると、公正な所得・資産調査が現実的に可能かという問題があること。

4. 今回の改革における基本的考え方

以上のように、制度体系の在り方についての議論では、国民に共通な基礎的保障をどうしていくかという要素や、公平な負担の確保や負担に応じた給付をどうしていくかという要素など、重要な論点が含まれているが、それぞれの体系について問題点や導入についての様々な制約がある。

現行制度は、自律と自助の精神に立脚しつつ、所得再分配機能を組み込んでいるものであるが、少なくともこれに替わるものとして、提案されている制度体系が平成16年改正における現実的な選択肢となる状況には至っていない。

平成16年改正では、いずれの制度体系でも必要となる給付と負担の見直しを、現行の制度体系の下で行うことにより、制度の安定化を図ることとする。

長期的な制度体系の在り方については、社会保険方式の下で国民皆年金を維持することを基本に、公平な所得把握が可能となることなど制度体系をめぐる議論の前提となる諸状況を見極めて、今後、少子・高齢化の進行等に伴い負担が高まることが見込まれる中、給付と負担の公平を確保していく上で望ましい制度体系の在り方について、議論を継続していく。

第3章 給付と負担の見直しについて

平成16年改正の最大の課題は、給付と負担の見直しである。

給付と負担の見直しに当たっては、次の点が本質的な課題である。

- ・ 少子化等の進行の中で年金を支える社会全体の所得や賃金の変動に柔軟に対応でき、長期にわたる安定が確保されること。
- ・ 将来の現役世代の負担が過重なものとならないようにしていくことと、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしてふさわしい給付水準を確保していくこととの適切なバランスをとっていくこと。

給付と負担の見直しを行うに当たっての基本的課題として、

今回の改正で基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げを行うこととし、その具体的な道筋を明らかにする。

将来世代への負担の先送りを避けるため、保険料引上げを適切に行っていく。

将来に向け積立金水準を抑制していくことを基本とし、100年程度で財政均衡を考える有限均衡方式により財政計算を行うこととする。

給付と負担の見直しの基本として、最終的な保険料水準を法定し、時間をかけて緩やかに給付水準を自動的に調整する保険料水準固定方式を導入する。その際、現役世代の平均的な賃金との対比で適切な給付水準を確保する。

1 . 給付と負担の見直しに当たっての基本的課題

給付と負担の見直しを行うに当たっての基本的課題である基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ及び保険料引上げの凍結解除について、次のとおりとする。

(1) 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ

基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げは、将来の保険料負担が過大となることを避けつつ、高齢期の生活を支えることのできる年金給付の水準を確保するために不可欠である。

少子高齢化の急速な進行が見込まれる中で、高齢者にとっても、若い世代にとっても、年金制度が維持され、期待される機能を果たすことの重要性は増しており、社会経済の活力を維持する基盤を盤石なものとする意味でも、国庫負担割合の引上げは重要である。

前回の平成12年改正の際に法律上明記されており、年金制度に対する国民の信頼を確保する上でも、今回の改正で引上げを行うこととし、その具体的な道筋を明らかにする。

具体的にどのように引き上げていくかについては、

- ・ 平成16年度に完全に引き上げる。
- ・ 段階的に引き上げ、5年かけて完全実施する。

などの考え方があり、平成16年度に完全に引き上げることが望ましいものであるが、いずれにしても、国庫負担割合の引上げの実現には、多額の安定した財源が必要(平成16年度に完全実施する場合、約2.7兆円程度の財源が必要)となることから、今回改正において将来に向けた道筋を明らかにしつつ、税制の見直しなどにより早期に財源確保に着手する必要がある。

(2) 保険料引上げの凍結解除

前回改正において保険料引上げが凍結されている。

少子高齢化が進む中で、将来世代に負担を先送りすることなく、また、世代間の負担の格差を拡大しないという観点から、最終的な保険料水準をできる限り抑制するため、平成16年改正において、厚生年金保険料については平成16年度から、国民年金保険料については平成17年度から、計画的に引き上げていく。

なお、年金制度における給付と負担について、世代別の給付と負担の比率が違うことをもって世代間で不公平があるとする考え方がある。

この比率の違いについては、戦後、段階保険料方式の下で徐々に成熟化してきた我が国の公的年金の歴史や、都市化や核家族化の進展とともに私的扶養から公的年金による社会的扶養に置き換わってきた扶養構造の変化等を十分念頭において考えるべきである。

また、世代間の公平を論ずるのであれば、扶養負担のみならず、教育、相続や社会資本の充実など家族や社会の営み全体で見ていくことが必要であり、年金制度の中だけの単なる比率の大小を議論することは適切ではない。

しかしながら、今後、少子高齢化が進行する中においては、すべての世代で痛みを分かち合うことが必要であり、年金制度も含め社会保障全体の中で、特定の世代に給付や負担が偏らないよう配慮し、若い世代の理解を得ていかなければならない。

2. 有限均衡方式の導入

年金財政計算は、長期の給付と負担の均衡を検証するためのものである。

これまでは、財政計算上、将来にわたるすべての期間について、給付と負担の均衡を考えていた。その結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要となる。(永久均衡方式)

一方で、現時点での財政計算において、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、すなわち100年程度(16年財政再計算時は95年)の期間について、給付と負担の均衡を図る方式もある。(有限均衡方式)

この場合、財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有となるよう積立金水準の目標を設定することとなる。

今後の年金財政計算では、遠い将来においては、少子化の状況の好転など現時点では予測することができないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮し、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の1年分程度とする有限均衡方式により行う。

有限均衡方式では、定期的(5年ごと)に行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に100年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとする。

なお、平成16年改正においては、これまでの財政計算との連続性を検証する観点から、永久均衡方式による計算結果を、参考表示するものとする。

3 . 給付と負担の見直し

保険料水準固定方式を導入し、頻繁な制度の見直しを行わない。
最終保険料水準は、厚生年金は20%（本人負担は10%）とし、国民年金は17,000円台（平成16年度価格）とする。

マクロ経済スライドは、公的年金被保険者数の減少率と平均余命の伸び率を勘案した調整率で、早期調整を図る。

給付調整は、被用者の標準的年金額の所得代替率で50%を下限とし、50%台半ばでの維持を目指す。

試算結果では、基準ケースでは2013年で調整が終了し、最終的な所得代替率は、54.7%。

新規裁定者、既裁定者ともに同じ調整とし、高齢者の生活に配慮し、名目額を下限とする。

高額所得者については、年金課税の見直しによる対応が適当である。
世代間の公平等の観点から、厚生年金加入の70歳の年齢制限をなくし、60歳台後半の在職老齢年金の支給調整の仕組みを70歳以降にも適用する。

（1）保険料水準固定方式の導入

将来の現役世代の過重な負担を回避するため、最終的な保険料水準を法定し、年金を支える社会全体の所得や賃金の変動に応じて、時間をかけて緩やかに給付水準を自動的に調整する保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みである「保険料水準固定方式」を導入する。

なお、「給付水準の調整」とは、賃金、物価等が伸びていく中で、現役世代の手取り賃金に対する年金額の比率を調整するものであり、この調整に伴って年金額の名目額を引き下げるものではない。

保険料水準固定方式においては、最終的な保険料水準とともに、そこに至る各年度の保険料水準を法定することとなる。

また、厚生年金の保険料についても、国民年金の保険料と同様とし、これまでの5年に1度の引上げに代えて、毎年度小刻みに引き上げて、1回ごとの引上げ幅を抑制する。

保険料水準固定方式を導入した場合、給付水準を毎年度自動的に調整するので、給付と負担の均衡を図るために頻繁に制度を見直すことは基本的に必要がなくなる。この場合、保険料率の見直しなどのため最低5年に1度行うこととされていた財政再計算の仕組みは見直すこととなる。

この場合、定期的（5年ごと）に、その時点における長期的な財政収支の見通しを計算し、マクロ経済スライドによる給付調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証を行っていく。

（2）最終保険料水準

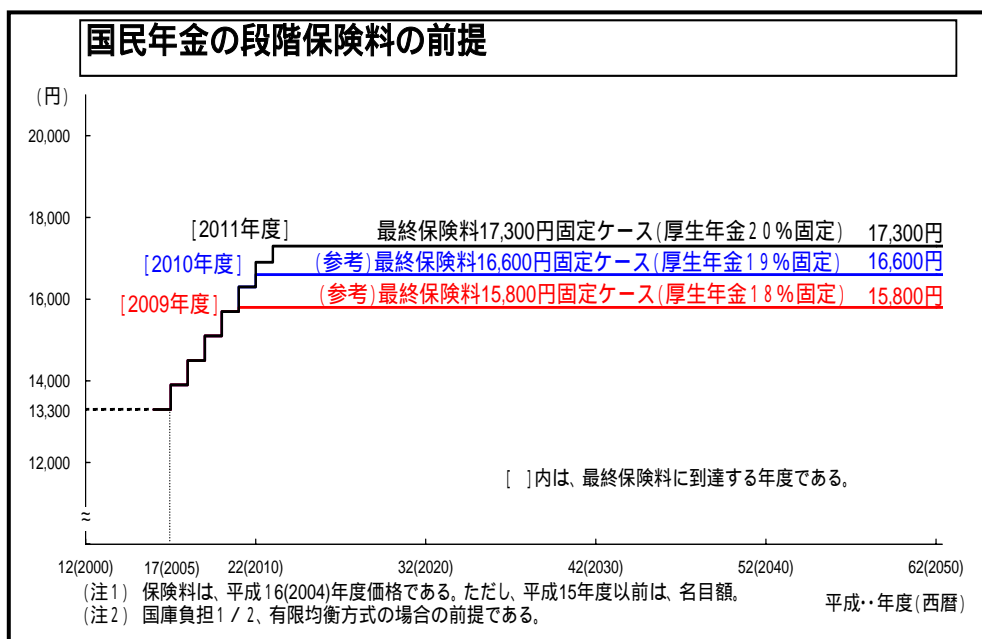
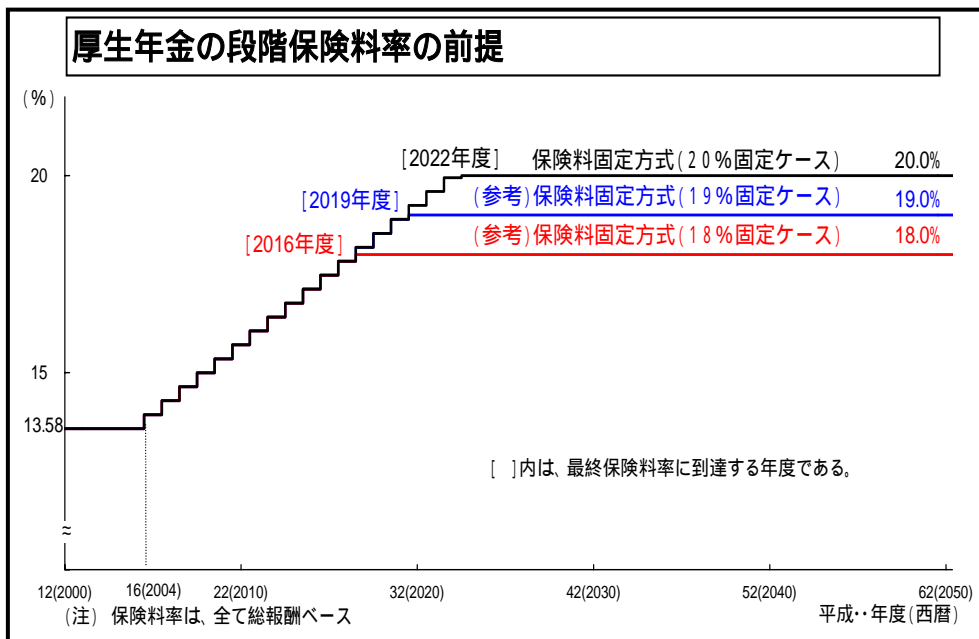
「年金改革に関する有識者調査」（平成15年3月実施。以下「有識者調査」という。）の結果や欧州諸国の保険料水準などを参考に、厚生年金の最終的な保険料率の水準については、20%（本人負担は10%）を超えない水準とする。

また、試算結果（P.20参照）からは、保険料水準固定方式の下で給付水準を調整する場合、仮に少子化が進行しても公的年金に期待される役割を果たしていける給付水準を維持するためには、前回改正で前提としていた20%の水準は必要である。

20%より低い保険料水準や現行の保険料水準を極力上回らない水準とすべきとする意見もあるが、20%を下回る水準の最終保険料率とした場合には、給付水準の引下げ等給付の在り方の制度的な前提を変える必要がある。例えば、仮に15%を上限とした場合、基礎年金の全額税方式化等の手法をとらない限り、直ちに、現在受給している年金も含め、およそ3割程度一挙に名目年金額を削減しなければならないことになる。

厚生年金の最終保険料水準を20%とし、これと均衡のとれた国民年金保険料の水準を設定すると、17,000円台（平成16年度価格）となる。

国民年金保険料を法定する場合、平成16年改正時の価格表示で将来の保険料額を法定し、その額を毎年度の一人当たり賃金上昇率（可処分所得割合控除前のもの）により、将来の時点の価値に換算することとなる。



単年度当たりの保険料(率)の引上げ幅； 厚生年金 0.354% (総報酬ベース)

国民年金 600円 (平成16年度価格)

厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.7万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年、保険料率の引上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

(3) 給付水準

保険料水準固定方式の下に給付水準の調整を行っていく場合においても、その給付水準は、高齢期の生活の基本的な部分を支える機能を果たすことのできる一定の水準が必要である。

< 50%から50%台半ばの給付水準の確保 >

以上のことにより、将来の給付水準は、被用者の標準的な年金額()の所得代替率(現役世代の平均的なボーナス込みの手取り賃金に対する新規裁定時の年金額の割合)でみて、概ね50%から50%台半ば程度を確保する。

40年間平均的な賃金で働いた夫及び全期間専業主婦であった妻からなる夫婦世帯の場合の年金額。

その他の世帯類型の状況については、「(6)世帯類型毎の給付水準表示」参照。

< 給付水準の下限 >

マクロ経済スライドによる給付調整には、一定の下限を設ける。その下限の水準は、現役世代の可処分所得の状況と高齢夫婦世帯の消費支出の状況との比率なども参考に、50%を下回らないものとする。

また、総合的な次世代育成支援策の積極的推進はもとより、経済活性化のための対策の積極的な取組により、将来の給付水準を50%台半ばで維持できることを目指す。

(4) マクロ経済スライドによる給付調整

(4-1) マクロ経済スライド ~ 社会全体の支える力の伸びに応じた調整

< 年金額改定の原則 >

従来、厚生年金は、5年に1度の財政再計算ごとに、年金を支える被保険者の一人当たりの賃金の伸び率に応じて給付水準が改定されてきた(賃金スライド)。また、基礎年金については、賃金や消費支出の伸びなどを総合勘案して政策改定が行われてきた。

そして、前回改正より、65歳以上の既裁定者については物価の伸びに応じた改定となっている(物価スライド)。

今後、新規裁定者の年金額改定は、厚生年金、基礎年金ともに、毎年度、一人当たり賃金の伸び率を共通の指標とし、それに依りて改定を行うこととする。既裁定者については、これまでと同様とする。

< 保険料水準固定方式の下での給付水準調整 >

保険料水準固定方式の下で、このような年金額改定について調整をし、給付水準の調整を行うこととする。その調整方法の基本は、厚生年金、基礎年金いずれにも共通して、賃金や労働力人口といった社会全体の保険料負担能力(支える力)の伸びに見合うよう年金改定率(スライド率)を調整する(マクロ経済スライド)というものである。

給付水準調整は、世代間の公平の観点から、新規裁定者についてと同様に、既裁定者についても行うこととする。

マクロ経済スライドは、制度改正後速やかに適用を始め、最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間(スライド特例期間)適用し、その後は上記の原則どおりの年金改定方法に復帰する。

(4-2) スライド調整の基本的内容

マクロ経済スライドによる調整の基本的内容は、以下のとおりとする。

なお、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、一人当たり賃金や物価が上昇する場合に行う。

一人当たり賃金や物価が下落する場合には、通常の賃金スライド、物価スライドによる年金改定を行い、マクロ経済スライドによる給付調整は行わない。

[新規裁定者]

$$\text{年金改定率} = \text{一人当たり賃金の伸び率} - \text{スライド調整率} \\ \text{(実績値)}$$

[既裁定者]

$$\text{年金改定率} = \text{物価上昇率} - \text{スライド調整率} \\ \text{(実績値)}$$

$$\text{スライド調整率} = \text{公的年金被保険者数の減少率 (実績値)} \\ + \text{平均的な年金受給期間 (平均余命) の伸び率} \\ \text{を勘案した一定率}$$

高齢者の生活にも配慮し、前年度の年金額を下回らない調整とする(名目年金額下限型)。

(4-3) スライド調整の具体的内容

スライド調整は、

- ・ 保険料を負担する現役世代の支える力の減少を反映した調整として、公的年金被保険者数の減少率による調整(毎年度変動するが、2004年から2025年間の平均では、-0.6%程度の調整)と、
 - ・ 平均的な年金受給期間(平均余命)の伸びによる給付費総額の増大を勘案した調整(-0.3%程度の調整)
- の2つの要素からなる。

（支える力の減少を反映した調整

～ 被保険者数の減少率による調整）

支える力の減少を反映した調整値である被保険者数の減少率については、被用者年金だけでなく公的年金全体の被保険者数の減少率を指標として使用する。

スライド調整率としての被保険者数の減少率については、少子化による被保険者数が実際に減少し始めたときに、それに応じて自動的に給付水準を調整する方法である実績準拠法とする。

ただし、2025年頃から被保険者数の減少が本格化すると見込まれるが、実績準拠法では2025年頃までの給付調整が比較的緩やかであり、世代間の公平の観点からは、早期の給付調整が望ましいことから、給付調整を速めることとする。

少子化による被保険者数の減少は社会全体の賃金総額等の実績に反映されるが、それに応じて自動的に給付水準が調整される仕組みとなることから、今後、次世代育成支援策を推進していった結果、少子化の進行に改善が見られれば、調整期間は短くなり、給付水準も想定より改善されることとなる。

公的年金全体の被保険者数の減少率を使用する理由

- ・ 基礎年金と厚生年金の給付調整を同様に行っていくことを考えた場合、両者に共通の指標であることが基本的に望ましいこと
- ・ 短期的な景気の変動を強く受けない指標が適当であること
- ・ 世代間の公平の観点から、また、これから高齢化の進行が急速となり本格的な高齢社会の到来を控えていることから、速やかな給付水準の調整が可能となる指標が適当であること

(平均的な年金受給期間(平均余命)の延びによる給付増大を反映した調整)

給付と負担の均衡に影響を与える要因として、公的年金被保険者数の減少以外にも平均的な年金受給期間(平均余命)の延びによる給付総額の増大があることを踏まえ、平均的な年金受給期間(平均余命)の延び率を考慮した調整を合わせて行うことにより、早期の調整を行う。

例えば、2000年から2025年の平均余命の延び率の見込み値の平均値は、将来推計人口によれば、0.3%あまりとなることから、スライド調整率に0.3%程度の数値を加えることとなる。

なお、平均的な年金受給期間(平均余命)の延びによる調整については、短期的な要因に左右されて大きく変動しうる実績値に依るよりも、長期的なトレンドにしたがった延びの見込み値を考慮した一定数値を指標とすることにより、受給者にとって予測可能な安定した調整とする。

将来見通し平均化法(2025年以降本格化する少子化の影響を予め織り込んで、2050年までの被保険者の減少率の見通しの平均でスライド調整する方法)によるスライド調整率の数値(公的年金被保険者数の減少率で見ても、-0.9%程度)と、実績準拠法によるスライド調整率の平均値を少子化の影響が本格化しない期間の2025年まででとった場合の数値(公的年金被保険者数の減少率で見ても、-0.6%程度)との差も0.3%程度であり、同程度の数値となる。

(4-4) 既に年金を受給している者の年金の調整

マクロ経済スライドによる調整を行う場合、世代間の公平の観点から、既裁定者も含めた調整とする。

ただし、高齢者の生活にも配慮し、マクロ経済スライド調整後の年金額改定率をマイナスとしない、すなわち、年金額改定率の下限については名目額を下限とし、前年度の年金額を下回らない調整とする方法（名目年金額下限型）とする。

(4-5) 基礎年金の給付調整

基礎年金についても、国民年金の保険料を負担可能な範囲内に収めるため、マクロ経済スライドにより、厚生年金と同じ調整を行う。

(4-6) マクロ経済スライドによる所得代替率で見た給付水準の下限

マクロ経済スライドによる給付調整後の給付水準には下限を設けることとし、その下限の水準は、被用者の標準的な年金額の所得代替率（現役世代の平均的なボーナス込みの手取り賃金に対する新規裁定時の年金額の割合）で見て、50%とする。

(4-7) スライドの3年平均化

一人当たり賃金の伸び率は、景気の変動等の影響を受け、短期的には、大きな変動が生じることから、その伸びを平準化するため、3年平均値をスライド指標として用いる。

同様に、マクロ経済スライドのスライド調整率の指標である公的年金被保険者数の変動率についても、3年平均値を使用する。

なお、物価スライドについては、できる限り直近の状況を反映することが適当であることから、前年の消費者物価の伸び率により、翌年度の年金額の改定を行うこととする。

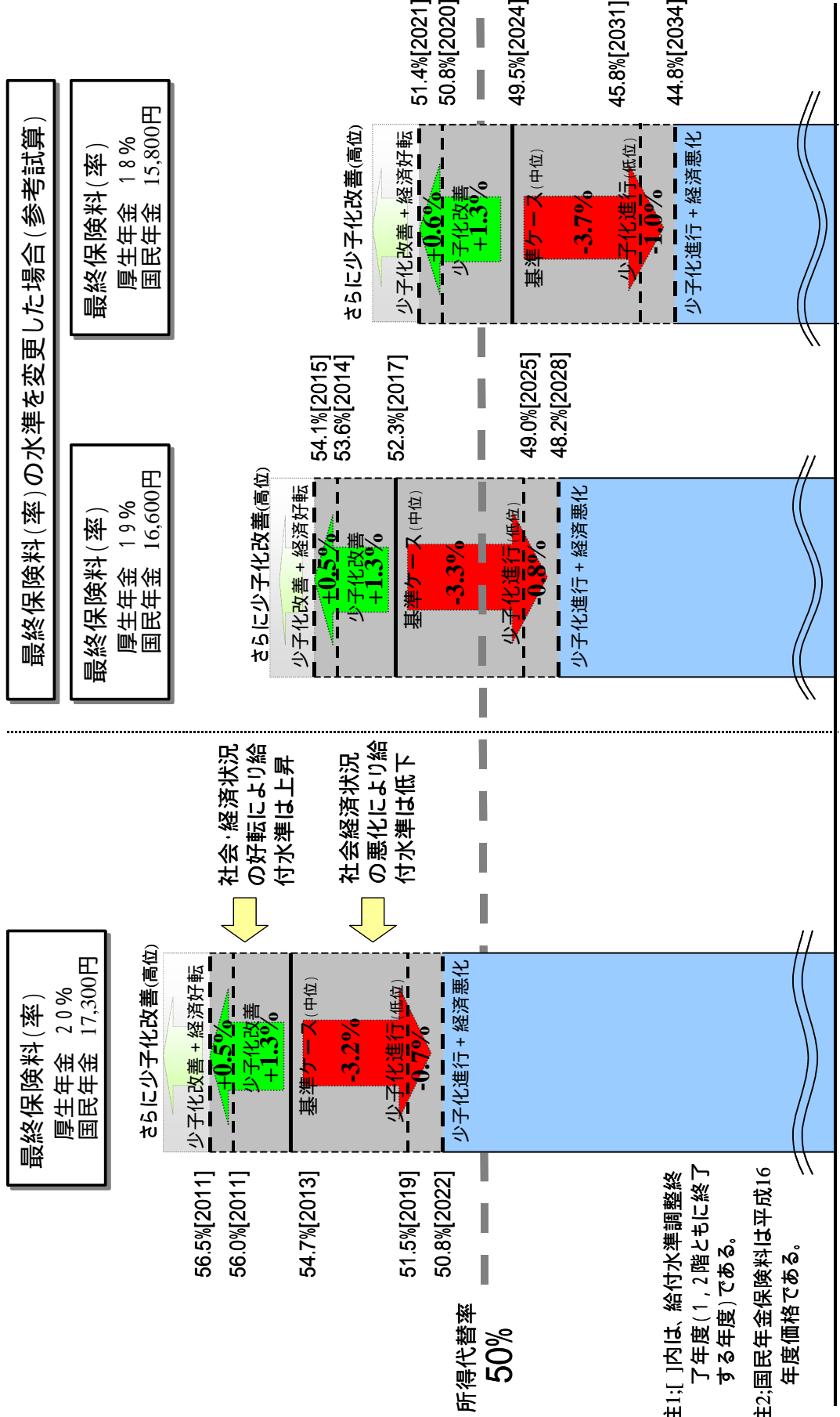
(4 - 8) 賃金の伸び率が物価の伸び率を下回った場合

名目賃金の伸び率が物価の伸び率を下回った場合（実質賃金上昇率がマイナスの場合）原則として、既裁定者の年金改定率は賃金スライドとするなど、既裁定者と新規裁定者の年金改定率を合わせる。

＜試算結果の概要＞

厚生労働省案に基づく試算結果【有限均衡方式（財政均衡期間9.5年間）】

《厚生年金の給付水準調整終了時の所得代替率(新規裁定年金、標準的な年金の世帯)》



注1: []内は、給付水準調整終了年度(1, 2階ともに終了する年度)である。

注2: 国民年金保険料は平成16年度価格である。

参考 永久均衡方式で計算した場合

《厚生年金の給付水準調整終了時の所得代替率(新規裁定年金、標準的な年金の世帯)》

